

令和 7 年 7 月

## 橋本市教育委員会定例会会議録

令和 7 年 7 月 29 日

## 教育委員会定例会会議録

開催日時 令和7年7月29日(火) 午前9時30分～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席者 教育長職務代理者 吉田 元信  
委員 田中 敬子 簗下 純男 中下 小夜  
教育長 今田 実

出席職員 教育部長 岡 一行 教育総務課 課長 丸山 恭司  
学校再編推進室 室長 家田 郁久 学校教育課 課長 川原 一真  
生涯学習課 課長 長谷川 典史 中央公民館 館長 井上 恵二  
参事 阪口 浩章 学校給食センター  
センター長 梅本 準  
教育支援センター  
センター長 森田 常義 学校再編推進室  
室長補佐 中林 正  
学校教育課  
主任指導主事 西田 太一 学校再編推進室 主任 東 和宏

### 1 開会

### 2 前回会議録の承認について

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 報告事項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 令和7年度6月市議会定例会一般質問について

報告第3号 小・中での前期学校訪問および県立高校追跡調査について

報告第4号 令和7年度子ども冒険村の開催について

報告第5号 橋本市社会教育関係団体の認定について

報告第6号 「境原小学校の地域住民の合意を得ない学校再編に反対する署名」  
の提出者との懇談について

報告第7号 (仮称) 橋本市新しい学校づくり推進計画(中間報告)について

### 5 付議事項

議案第1号 橋本市教育委員会及び橋本市立公立小中学校における教育データの  
利活用に関する規程について

議案第2号 令和8年度使用 教育用図書の採択について

### 6 その他

- ・協議事項
- ・連絡事項

### 7 閉会

開会 午前 9 時 30 分

教育長

おはようございます。これから令和 7 年 7 月定例会を開会します。  
本日の出席委員は 5 名です。

前回の会議録の承認について、中下委員お願いします。

中下委員

はい。的確に記載されていました。以上です。

教育長

ありがとうございます。  
次に今回の会議録署名委員は吉田委員をお願いします。

吉田委員

はい。承知しました。

教育長

次に報告第 1 号、教育状況について私から報告します。  
まず、本年度の中学校夏季総合体育大会について報告します。  
本年度の大会から伊都地方ではソフトボール競技がなくなり、10 種目となりました。熱中症対策の一環から、空調設備のある施設を利用しながらの大会運営を計画しているため、7 月 5 日から 3 週に渡る大会となっています。また、種目ごとに詳細な熱中症対策を講じつつ大会運営を行っています。  
どの種目においても、技術の高さを感じるプレーが見て取れました。また、チームとしての一体感だけでなく、礼儀等も大切にされていることも感じました。日頃から指導に当たっている担当教員や外部指導者の方々、そして生徒の力を十分発揮できるように大会運営に尽力いただいている各種目の専門委員長をはじめスタッフの方々に感謝します。  
このような中ではありますが、今年度はソフトテニス競技において、4 名の生徒が熱中症の症状を訴え、救急対応を行いました。大事には至ることなく回復しました。大会運営だけでなく、生徒の体調等、いくつかの要因が重なることで熱中症になるリスクが高くなります。今回のことを受け、伊都地方中学校体育連盟で協議の場を持ち、これまで以上に安全な大会運営が行えるよう、秋季新人大会から取り組んでいくと聞いています。  
今、橋本市においても、部活動の地域展開についての内部協議を進めているところです。現状について、6 月定例会で報告しましたが、部活動の在り方について、関係者を交え、生徒にとって成長の場となるよう取り組んでいかなければならないと、改めて感じたところです。

次に、6 月 30 日に実施した臨時校長会について報告します。

今回の臨時校長会は、名古屋市の小学校の教員らが盗撮した画像を SNS 上のグループで共有したとして逮捕・起訴された事件を受け、開催しました。教員、学校、日本の教育の信頼を大きく揺るがす事件で、私自身大きなショックを受けただけでなく怒りが込み上げていたところです。

校長には服務規律の徹底について、校内でのスマートフォン・カメラ等の使用場面と制限について、記録用写真・動画撮影に関するルールの再徹底について、校内における巡回・点検について、管理職による定期的な教職員面接の実施と異変の早期察知について、SNSの適切な使用について、教職員向け自己点検チェックシートの実施についてを指示したところです。また、教育支援センターからは、児童生徒や保護者、地域の方への対応や問い合わせ等について、具体的な助言を行いました。

また、7月23日に実施した校長会では、臨時校長会を受けて各校で取り組んだことについて19校全ての学校から発表を行い、情報交換したところです。

これらのことを通して、関係ない話だにとらえるのではなく、信頼をさらに高めていく実践が求められているととらえ、所属職員とともに自校の実践、職員の意識、行動等の高揚につなげていきたいと考えています。

次に、大阪・関西万博イタリア館で行われました利他の蓮華のイベントについて報告します。5月定例会で、橋本市における利他の蓮華和紙貼付けイベントについては報告したところです。

和歌山県内10,000名を超える児童生徒が参加して、「利他の蓮華」が完成し、今年で5回目となる高野山会議のプログラムに位置づけられ、7月24日には、高野山で、7月26日には、大阪・関西万博イタリア館で展示と関係者によるセッションが行われました。

「利他の蓮華－『利他のこころ』『いのちの大切さ』を一万人の子供たちと大阪・関西万博から世界に発信しよう」のもと、橋本市では、この取組に、県立古佐田丘中学校も含め、20校全ての小・中学校の児童生徒が参画しました。

私は、この取組に対し、橋本市の子供たちに、3つの意義を描いていました。

一つ目は、「利他の心」「いのちの大切さ」を考えること、二つ目は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした大阪・関西万博に参画すること、三つ目は橋本市の名誉市民である岡潔博士が大切にしていた考え方、「人たるゆえんはどこにあるのか。人間の思いやりの感情にある。そして、道義の根本は人の悲しみがわかるといふことにある。」に通じるものがあるといふことの3つです。

今、(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画の中で目指す子供像として「未来を創造し、たくましく生きる」を設定していますが、実現に向けて取り組む際の重要概念となると考えています。

今後も目指す子供像に近づけていくために、様々な機会をとらえ発信していきたいと思います。

以上で教育状況について、報告を終わります。

このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

田中委員

はい。ありがとうございます。

先日の、本当に盗撮の事件のニュースを見たときに、やはりちょっとショックを受けました。学校は安心できる場所という認識でいましたので、これからはいろん

な目で見ていかないといけない、先生方のお仕事を増やしますが、みんなが安心できる場所っていうのを、また、こういった話し合いですぐにチェックしてくださったことには、ありがたいなと思って今報告を聞かせていただきました。

先日、6月26日に市町村教育委員会の研究協議会を受けさせていただいたんですが、定例会の後でしたので、ちょっと、ご報告と共有させていただけたらと思って、続いて発表させていただきます。

私の方は、テーマ二つ受けさせていただきました。

テーマ1の方は「教育委員会の機能強化・活性化について」ということでした。

橋本市としては子供を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、福祉部門と市長部局との連携を強化して、課題に対応する必要があるのではないかとということで発表させていただきました。

その中で、他の教育委員会、他府県の教育委員会の取組について、そんな考え方もあるんだなっていうことで、勉強させていただいたので、共有させていただきます。

広島県の府中市の方では、問題意識としては、教育委員が十分に活躍できる資質能力を向上させるための取組が必要であるっていうような発表がありました。

私自身も、もっといろいろ知っておくべきだなと思って、いろんな発表を聞かせていただき思いました。

その中の活動として、教育委員会の会議を年数回は、学校や社会教育施設における移動の会議を開催しているということでした。時間的なこともあるので本市で行われるかどうかをわかりませんが、実際その場所に行って、会議をするっていうことはいいことだなあというふうに聞かせていただきました。

また、意見交換の場を設定する、教育委員同士の意見交換の場を設定するというのも何件か発言がありました。

教頭先生や校長先生の話をも直接聞かせていただくっていう教育委員さんもいらっしゃると思いました。そういうことを、教育委員会で取組をしているということでした。現場の声っていうのが直接聞けるいい機会かなと思います。

もう一件、宮崎県の方では、開かれた教育委員会、出かける教育委員会ということで、市内の関係団体等の意見交換の場を設けている、市内教育現場の現状に対する理解を深めて直接現場の声を聞く貴重な場となっているので、すごくいいということで聞かせていただきました。

まだまだ現場のことを知らないもので、いろんな場所で、いろんなお話を聞かせていただけたら、教育委員会の会議等でも、何か一つでも役に立つことがあるのではないかなあと思って勉強させていただきましたので、共有させていただきます。

もう一つは、テーマ3の方が、公立の小中学校適正規模適正配置についてということで、今現在、取り組んでいることについて意見交換をしたのですが、どこの県、都道府県でも、悩み悩んでいるところで、すでに実施したけれどもこれからだっていうところと、まだ今現在検討中だ、生徒が少なくなってくると、いろんなことを考えていかないといけないという同じような悩みを持っている都道府県が多かったように思います。

ちょっと話長くなりましたが、以上です。

教育長

はい。ありがとうございます。

簀下委員

はい。先ほど教育長から教育状況について説明ありましたが、この最初に書かれている中学校夏季総体ですが、これにつきましては、教職員、それから連盟の方々も暑い中、本当にお疲れ様でございました。

それから中段の下にあります、田中委員も言われましたが、学校で起きてる教員によるいろんな問題行動、これは前も言わせてもらいましたが、その本人個々のモラルの問題ということだけにせず、組織としてやっぱり取り組むことが大事であるということで、この臨時校長会を開かれたということは、本当に適切なことだったと思います。こんなふうに信頼をなくしますと、それもあつという間に、教師に対する信頼とか、学校に対する信頼が崩れてしまう、それを取り戻すには本当に長い期間まで要するというので、本当に大変なことだと思います。

それと、万博の方も本当にご苦労さまでした。

それと最後に、岡潔先生の話も書かれていますけれども、7月の12日の土曜日でしたか、名古屋大の名誉教授の大沢 健夫先生の講演で岡潔先生の人となり話をいただきました。

その中で、前回、教育長が「春宵十話」の話をされたと思うんですけども、また図書館で借りて読んでみました。その中に教育について変わってきたのを、ちょっとしみじみと読んだんですけども、現代の教育は、知識詰め込みに偏り過ぎており、心を育てる教育が失われていると批判されています。

本当の教育は情緒を育てることであり、それが人間としての土台であると。

特に強調されてるのは、教育のあり方、本当の教育とは、知識だけではなく、もちろん知識も大事です。人間を育てること、特に幼少期には、情緒を育てる教育が必要である。学校だけではなくて、家庭でも、その役割が非常に重要である、特に母親の役割が重要であるということが書かれていました。

現在、母親だけというのはちょっとこう、どうかなってような意見もあると思うんですけども、情緒を育てることが大事であるということを強調して書かれて、確かにそれが大事なことだになっていく感じがしたんですけども。

それと、オンライン研修のこともちょっと長くなりますので簡単に言いましたら、中教審が教師に優れた人材を確保するということを目標に上げていると思います。その中では、質の高い教師の確保特別部会を設置して、教師を取り巻く環境整備について議論しているようです。それと、学校教育の質の向上を通して子供たちのよりよい教育を進めていく。そのためには、業務の適正化の徹底であるとか、校務のDXによる業務効率化も言われています。

それから、教師の処遇改善で今は、教育調整額が4%なんですけども、それを10%以上にしようというような動きもあります。そんなことを言われてました。

それから僕、いじめ対策のところに出たんですけども、この前も言わせてもらいましたが、貝塚市でメタバースのような取組に興味を持っているとか、それからホースセラピーをやっているとかっていうのは、ちょっと他とは違った取組をして

いるので、今後も継続して情報を取り入れていきたいなという感じがしています。

それと、適正規模・適正配置の分化会では、京都の亀岡市、同じように再編統合したんですけども、ここは地域の方、保護者も全員賛成やったというような、どうしてですかって聞いたら、その校区にある中学校1校統合して、小中一貫の義務教育学校を設置したんですけども、校舎が新しく設置されて非常に環境が良くなったので、本当に喜ばれたようです。

ちょっと我々と条件が違うなということで、我々の状況も説明させてもらったら、本当にそれはいろんなところでよくあることで、大変だなと思いますっていうような、そういう労いの言葉をいただいたんですけども、そんな状況でした。

はい。以上です。

吉田委員

まず、万博の利他の蓮華について市内の19校、小中19校に対して、県立古佐田丘中学も加わって20校で対応したということで、非常にこう、古佐田丘中学も加えてやれたということは非常にいいことだと思います。県立なんですからね。

そういう意味では、いろいろ可能な範囲で、古佐田丘中学も加えた形での交流っていうのは今後とも進めていただければ、非常にありがたいなというふうには思います。

そして、田中委員、藪下委員が言われた、6月26日にあった市町村教育委員会研究協議会についてなんですが、私の場合は、テーマ1「教育委員会の機能強化と活性化について」というところと、テーマ3の「適正規模適正配置について」ということで、グループでミーティングしました。

なかなか他の自治体の委員、そして特に教育長の方を交えての話し合いっていう機会というのはない状態でその意味では非常に他の自治体で関わってる方々の意見を身近に聞いて、ちょっとその例でそういうことがあったのかということで、お話さしてもらいますと、茨城県の結城市、ここで教育委員会の機能強化と活性化についてのグループでのミーティングだったんですけども、結城市の教育長が話されたのがですね、要するに小学校5校を1校にするということでの議論を進めてる、いわゆる再編統合は、それで市の議会で案件として上がってそれを否決されてしまったと、9対8だという話でした。そういうこともあるのかということで、非常に、大変やなという感じを受けました。

あとですね、そこにおられた委員で、福生市ですね。この場合は、横田基地が端にあるんで、予算がむちゃくちゃ潤沢なんだと、あんまりこう教育問題について予算を感じずに進められるという、場所が変われば、いろいろ条件が変わってくるんだなというのを非常に。だからそういう意味ではやはりこういう、テーマがある程度、限られた中での議論になってるわけですけども、しかも、比較的グループでミーティングする場合には、自治体としての規模の似てるところでやってるわけなんですけれども、いろんな自治体の人、教育委員、教育長の意見を聞き、交流するっていうのは、もう非常にいい機会かなというふうには思いました。

はい。以上です。

中下委員

はい。私の方からは先ほど教育状況を報告いただいた内容について二点ほど、感想をお伝えしたいと思います。

一つ目は、名古屋市の小学校の教員の事件ですが、とてもショッキングな内容で、一番子供たちを守らなければいけない立場にある人たちの本当にひどい、もう怒り心頭な事件だったのですが、橋本市として、即座に校長会開いていただき、対応してくださったこと、校長先生方も臨場感を持って職場に戻り、先生方と共有されたことだと思います。

迅速な対応、本当にありがとうございました。

二つ目は、万博のイタリア館で行われた利他の蓮華のイベントについてです。本当に子供たちに良い体験をさせていただいたなと思っています。以前から、こういったものを作っているんだというような状況報告いただいていた、どんなものに仕上がるのかと、楽しみにしていたのですが、写真を見せていただけて、本当に子供たち、いい作品づくり、それから、そのことを通して、3つの意義ですかね、そういったものに触れることで、これから先の子供たちの人生の中で、すごく良い糧になるのではないかと思います。ぜひ、またどこか展示等ありましたら、実際に見ていただきたいなと思いました。以上です。

教育長

はい。ありがとうございます。

特に私から報告させてもらった、二点目については、こちらから話をするだけではなく、その後、各学校において、先生方と協議の場を持ってもらったり、実践をしたことを、もう一度、校長会の場で共有して、それぞれの学校が取り組んだことを、聞き合うことで、より一層の意識を高めることができた。そんなふうに思いました。こういったことを通じて、双方向のやりとりということ、こういったテーマだけではなくて、日常的にやっぱりこうしていく必要がある。だから、伝えたからもうできているってということではなくて、伝えたことをどうしたか、そして、自分たちはそれを情報共有してどう評価するかということまで、そこまできちっとしていくことの大切さっていうのを改めて感じたところです。

行政から学校には、文書をもって伝えることが多いんですけども、やっぱりそれだけでは事は進まない、実りのある形に持っていくことはできない。それを、感じましたので、今後ともこういったことを大事にしていきたいなとそんなふうに思っているところです。

他にご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、これで報告第1号を終わります。

次に報告第2号に入ります。

報告第2号 令和7年6月市議会定例会一般質問について報告をお願いします。

事務局から説明願います。

教育総務課長

それでは、報告第2号 令和7年6月市議会定例会一般質問について報告します。  
まず資料2-2ページをご覧ください。

質問議員は、岡本 喜好議員です。

発言事項は、市内の看板についてということで、通学路の看板の整備計画について質問がありました。

答弁としまして、通学路の看板整備計画で現在取り組んでるものはないとの答弁をしております。以上です。

生涯学習課長

それでは、資料 2-3 ページお願いします。

質問議員は、森下 伸吾議員です。

発言事項は、子どもたちが安心して学習に取り組める環境づくりについてです。

内容としましては、テスト前でありますとか、長期休暇になりますと図書館を利用している学生さんたちが多くなり、自習スペースが足りなくなっている。それに対して対応して欲しいという内容です。

それに対しての答弁としましては、教育文化会館 4 階に、自習ができる部屋をお借りして、そこで自習スペース、ずっとではないんですけども長期休みでありますとか、テスト前でありますとか、そういう利用が集中する時期にスペースを設ける方向で進めていくと、そういう回答をいたしました。以上です。

中央公民館長

同じく森下議員ですが、これは再質問で、地区公民館でも自習するスペースが取れないのかとの再質問がありました。

答弁としましては、可能な限り対応していきたいと答弁しました。以上です。

学校教育課長

はい。資料 2-5 ページをご覧ください。

質問議員は、板橋 真弓議員です。

質問の趣旨は I C T 教育の家庭学習のあり方についてということで、置き勉の明文化を求められるものでございました。

答弁としましては、忘れ物や紛失防止、また教員の負担軽減という観点からですね、従来から、実情に応じて柔軟に置き勉を実施していることを答弁してございます。

また一定のですね、線引きは非常に難しいところでございますので、教員が、持ち帰り、置き勉を判断するときの簡単な目安を示したいというふうなことを答弁してございます。

続きまして、2-6 ページをご覧ください。

同じく、板橋 真弓議員でございます。

質問事項は、外国人児童生徒の教育支援体制の強化についてということで、日本語教育の必要な子供が増えております。

その中で、日本語教育支援の体制構築が求められており、民間で行っております「やさしい日本語講座」こちらですね、教員が受講してはどうかというふうなご提案をいただいたところでございます。

答弁といたしましては、本市としてはそのような特別な講座を教員が受講するというのを考えておりませんけども、現状ですね、児童生徒の実情に応じまして、

授業時間の一部を、日本語指導にあて、県の加配教員や非常勤講師による、基本的な日本語指導及び入り込んでの学習面生活面のサポートを行っているものを答弁してございます。

また、実際保護者様が転入手続きに来られた場合にはですね、県のきのくに学びの教室であったり、今回、ご提案の「やさしい日本語講座」についてもご案内を差し上げているところでございます。以上です。

給食センター長

資料 2-7 になります。

質問議員は、南出 昌彦議員です。

発言事項は、食と農のまちづくりについて、要旨については、子育て支援の観点から、令和 7 年度以降の給食用米の確保についてどのように考えているかという内容でした。

答弁としましては、子育て支援の観点から、昨年度下半期に続き、本年度も給食費無償化を支援するとともに、本年度以降の給食用精米の確保については、米の生産調整等に関する国の動向を見ながら、関係部局と調整を行い、現在の週 4 日の米飯給食を維持できるよう、学校給食用精米の安定供給に努めると答弁をいたしました。以上です。

教育総務課長

続きまして 2-8 ページです。

質問議員は、垣内 憲一議員です。

発言事項は、学校の防犯対策についてということで、今年 5 月の立川市の事件を受けて、市内の小中学校の防犯対策についての質問がありました。

答弁としまして、対応マニュアルの周知徹底、校門の閉鎖、来校者に対する声かけの徹底、「さすまた」などの防犯器具の確認と適切な管理を促す注意喚起を行ったことや、令和 8 年度に防犯カメラの設置や門扉の修繕を計画していること、また教育支援センターではパトロールや防犯対策活動を行い、地域全体で子供を見守る体制を構築していることで、学校と家庭、地域、関係機関が一体となって取り組むことで、子供たちが安全に学校生活を送れる環境を整備することを目指していると答弁いたしました。以上です。

中央公民館長

2-9 ページをご覧ください。

質問議員は、梅本 知江議員です。これは、再質問になります。

質問内容は、橋本市内にある公園、ちびっこ広場などの活用についてで、雨天時には、子供を連れて遊ぶ場所が少ないので、保健福祉センターの 2 階だけでなく、教育文化会館の 3 階も開放しているとのことですが、地区公民館を利用することは可能ですかとの質問がありました。

答弁としましては、可能な限り対応していきたいと回答しております。以上です。

教育長

報告は終わりました。

このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

田中委員

すみません。まず森下議員のご質問の中で、図書館の自習コーナーがいつもいっぱいになってしまいうってということで、何度か教育委員会内でも、話が出てたかなあと思います。今、上がってきたところにも、自習室を開放してくださってあって、わかりやすいなあとは思ったんですが、例えば、いっぱいになってきたら、その図書館行ったときに、「満室ですが4階にあります」とかっていうご案内の文書っていうか、何かあるんでしょうか。入ったときにいっぱいやなあと思って、そのまま帰らずに誘導してあげるようなお知らせっていうのは、ちゃんと置いてくださってあるのかなって、ちょっと疑問に思ったので質問させていただきます。

生涯学習課長

はい。おっしゃるように、そのまま満員やなと思って帰られると、それはよくないので、入口付近にそういう掲示をいたします。

田中委員

ありがとうございます。わかりやすいのがいいのかなあって思うので、入口など、ちょっとわかりやすいように置いといてもらえたらいいかなと思います。

続いて、もう一点質問させていただいていいですか。

また別の議員の質問になります。2-5のところの板橋 真弓議員のところ です。

今後、タブレットを持ち帰りというような計画を今しておりますが、最近ニュースで、扇風機のリチウム電池であったり、いろんな電池が落としたときによって、爆発したり発火したりっていうようなニュースをよく見かけます。ちょっと知識不足で申し訳ないんですが、これからどんどん暑くなってくるかなあと思います。

例えば、車で迎えがあったりしたら、そういったタブレット等を持ち帰ったときに、車の中が高温になってというような、何かそういった心配がないのかなあというふうにこの質問を聞いて思いましたので、わかる限りで教えていただけたら。

もしわからなかったら今後、検討していただけたらというふうに思います。

教育総務課長

今度、導入しますタブレットなんですけども、当然バッテリーを積んでいますが、アメリカ軍の一定の規格っていうのを満たしておりまして、通常の範囲内の使い方であれば、特に問題なく大丈夫なのかなと思っております。以上です。

田中委員

子供が持ち帰ることなんで、きっと本当は丁寧に持って帰ってもらいたいんですが、どっかぶつけたとか落としたとかっていうことが、ちょっと考えられるなと思って、そこもちょっと心配してるんで、余分に心配していただけたらと思います。お願いします。

教育長

他にございませんか。

ないようですので、これで報告第2号を終わります。

次に報告第3号に入ります。

報告第3号 小・中での前期学校訪問および県立高校追跡調査について報告をお願いします。

事務局から説明願います。

教育支援センター  
長

いつもありがとうございます。教育支援センターです。

報告第3号 ページは3-1からとなります。報告事項としては二点。令和7年度教育支援センターとしての取組で、一つ目が「小・中 前期学校訪問を終えて」、二つ目が「県立高校追跡調査」となります。よろしくお願いいたします。この二つの報告事項は、先週開催されました校長会でも、報告しております。

ページは、3-2からとなります。それでは、一つ目です。今年度も、5月から6月にかけて市内小中学校への学校訪問を実施しました。ハートブリッジとともに訪問をしております。今回の訪問で、私たち支援センターでは新センターとなり役割やスタッフも増えたこともあって、学校の雰囲気や課題をつかむためにも、心理士に加えて育成員の参加も実施しております。気にかかる子供たちが、新学期が始まってからの様子や頑張っているところ、不登校やその傾向にある子供の出欠の様子や状況等の確認をしております。

各学校では、年度初め4月から入学生や進級した子供たちへの支援について、一人ひとりを大切にしながら取り組んでくれておりました。

センターとしては、子供の状況について実際に担当している担任さんから直接お話を聞いたのは、非常に有難い機会となりました。また、教育相談担当の先生の日頃からの校内のマネジメント力にも驚かされました。担任が不在の場合には、相談担当が代わりとなり、子供の状況等、詳細についての説明をしてくれておりました。校内で子供の動きだけでなく、その背景にあるものや取組について複数の教員が把握しており協力しながら進めてくれておりました。

学校の不登校だけでなく、学校が直面する諸問題やいろいろな課題については、学校の職員全体で共通理解を図りながら取り組んでいく「チーム学校」の姿勢が求められます。担任だけで取組を進めていると、他の教員には皆目分かりません。一部だけで進めているため、どうしても視野が狭まりがち。集まる情報も限定的なものとなってしまいます。また、他の人との共有もできていないため、チェック機能も効きません。

学校内で連携や協力があり、日頃から子供への取組について学校全体で見える化や共有化しておかないと、簡単に説明できるものではありません。その点で、教育相談担当教員の校内でのウエイトの大きさや役割の重要性を感じるところとなりました。もちろん、管理職のバックアップも欠かせないところです。

次に、今後の取組で留意したい点をまとめました。大きくは、三点です。特に、波線は今年度において、加筆した箇所となっております。

一点目は、「早期発見・早期対応」の前段階となる「未然防止」を大事にして欲しいということです。先日の校長会でも、お伝えしました。問題が起こる、表面化する前の取組を大事にして欲しい。日頃から、子供たちが教師側とより良い関係で繋がっておく作戦を大切にして下さいとお願いしました。

具体的には、担任なりが気になる点があった時に、一本の電話、一回の家庭訪問を見逃さないということです。これは気になる点だけでなく、頑張っていたすごく成長を感じた時にも同じことが言えると思います。ある意味では、マイナスのことを保護者に伝えるよりも、プラスの内容を日頃から地道に伝えていくこと

の方が大切なかもしれません。教員として、子供の良さを見つけていく前進している所を見出し見守っていく視点も非常に大事なポイントです。

次は、学校組織のレベルアップです。一人ひとりの教育力がアップすることで、組織としての力量も上がってくるはずですが、しかしながら、学校の規模によっては、ベテラン・中堅・若手の各層が、どうしても不在となってしまうたり、層の薄さとして現われてくる場合もあります。そのため、校内だけではなく同じ中学校区内での交流の大切さをお伝えしました。この夏休みの期間等を利用しながら、研修や交流も重ねていただいております。

三点目です。子供の考え方を柔軟にしていったり、保護者の手助けをする上では、学校内での相談の窓口である担任やスクールカウンセラー、管理職も大切です。同様に学校以外の相談機関も利用してください、ともお伝えしました。

以上、一つ目の報告「小・中 前期学校訪問を終えて」を終わります。

続きまして、ページは、3—4「令和7年度 県立高校への聞き取り調査を終えて」となります。

今年度も、伊都地方にある県立高等学校5校（橋本・紀北工業・伊都中央・紀北農芸・笠田）を、6月中にハートブリッジとともに訪問して、聞き取り調査を実施しました。私たち支援センターからの対象となる生徒は、「中3卒業時、年間30日以上欠席していた、新入生と在校生について」ということでした。対象の生徒人数は、この5校の高等学校で4月に入学した新入生28名と2年生以上で在籍する生徒76名の人数で、合計人数は104名となりました。また、聞き取る内容は、「各生徒の登校状況や学校生活での様子、家庭での様子および本人と保護者との関係など」でした。

ページ3—4は、聞き取り内容からの全体としてのまとめとなります。

まず1として、この4月に入学した【新入生の状況】です。欠席・遅刻の状況や学校生活等の様子から、4名が不調のようでした。高校側は、この状況に対して、さまざまな取組を生徒や保護者に対して実施してくれていることをお伝えします。残り24名は、順調な滑り出しができています。その理由として考えられるのが、春休み中、中学校と高等学校の引継ぎが関係しているようです。引継ぎした内容を基にしながら、クラス分けや生徒や保護者に対して丁寧な対応をしてくださっています。

続いて、2【在校生の状況】です。まず、退学者は1名となっております。この数字から分かるように、高校側はなるべく退学者を出さないような取組を継続してくれているようです。そのためにも、欠席や遅刻状況も含めて日々の生活の様子や学習状況の把握、家庭とのコンタクトもきめ細かく取り組んでいただいております。学校によっては、「通級指導」を活用しながら生徒個々のコミュニケーションスキルのアップを目指した取組も進めていただいております。

続いて、3は【その他】です。この取組では、やはり関係機関と学校側との信頼関係を大切にしなければならない、という点です。関係機関や各学校にとっても、互いにプラスとなるよう地道に実施していく必要があります。

終わりの4は、【今回の調査を踏まえて】となります。あらためて「中学卒業時の進路決定の大切さ」を実感しました。

中3の進路決定や入学試験までには、さまざまな事柄を踏まえなくてはその難路をクリアすることはできません。誰しもが不安となり、人によっては不安定にもなってしまう中3のこの時期。まして、不登校や不登校経験のある子供たちにとっては、それ以上の厳しさ・難しさがあります。そんな精神的にも肉体的にも大変苦しい状況のなかで、迎える4月のあらたな扉を、自らの力で押し広げることができた時には、自分自身に対して大きな自信がつき、これをきっかけに変身できるチャンスともなります。学校も、子供のしんどさに寄り添うべく、学力補充やカウンセリングの役割を果たしながら、懸命にその目標達成と達成後の継続を願いながら家庭訪問や別室での指導、状況によってはさまざまな手段を使って指導を継続している現状があります。中学校の3か年は、一人ひとりのキャリア形成でも大きな節目となる時期で、子供たちは、周り（家族・先生・仲間たち）のアドバイスやいろいろな情報に耳を傾けながら、自分の個性や特技、興味関心のあることを踏まえながら、進路目標や進むべき道を定めていきます。そのプロセスにおいて、うまくいった・失敗したなどの自らの実体験でこそ、子供たちは自分自身でさまざまな力を獲得でき、学んでいきます。

そのためにも、教育支援センターでの「教育相談」や居場所づくりとしての適応教室での活動を通して、子供・保護者にとって少しでも自信が湧いてくるものとなり、先生方にとって学校で起こっているさまざまな現象面への見立てや指導の見通し等、取組の一助となるようにしていけたらと考えています。

また、今回の高校訪問でも、改めて保育園、こども園、小学校、中学校、そして高等学校への切れ目のない連携および協力による「引継ぎ」や「情報交流」を密に行うなどの重要性を再認識した次第であります。そのためにも、ハートブリッジ等の関係機関を含め、本センターも一役を担えればと考えます。

以上、令和7年度 伊都地方内の県立高等学校への聞き取り調査まとめの報告を終わります。センターからの二点の報告でした。ご静聴ありがとうございました。

教育長

はい。報告が終わりました。

このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

田中委員

報告ありがとうございます。

お忙しい中、高校にまで足を運んでいただき、子供たちどうしてるのかなっていう様子聞かせていただいて良かったです。

切れ目ない支援ということで、その先っていうか、どこに行こうかなっていう進学する生徒さんが増えているっていうことはすごく喜ばしいことだなあとと思いますと、それとともに不登校の人数が増えてきているという現状もあってなかなか、追いつきにくいという現状があるので、先生方も丁寧に関わっていただく時間が増えて、大変かなと思いますが、続いて切れ目ない支援していただけたらと思います。

一点質問させていただきます。ずっと溜めてきたそのお子さんの情報を高校の方にもお伝えするということで、どんな子でこんなやなって、例えば家庭状況であったり、わかるのですごくいいことかなあとは思いますが、反対に高校からこんなときはどうしたらいいんや、とかっていうようなご質問っていうのは来ることは多いですか。

教育支援センター  
長

ありがとうございます。

高校からの質問という形では、そんなに多くはありません。

高校側も、先ほど説明させていただいたように、春休みの引継ぎについては、綿密に気になる子供、それから気にかかる家庭の状況ということで、各中学校と引き継ぎをしております。いろいろな情報については、高校側も手に入れておるといような状況にあります。

それを踏まえた上で、この高校訪問を実施しておりますので、高校側から、どういことですかっていうことで質問を受けた場合には、かなり高校側も対応については、困難をきわめていると。

訪問の実施時期が5月6月ですので、新学期開始早々であるこの時期に困難をきわめているというのは本当に苦慮しておるといような状況にあると思います。そんな場合には、私たちが掴んでいる中途半端な情報よりも、中学校にお尋ねくださいとか、自分たちが、中継点となって中学校に連絡をとったりとか、そういう形で伝達をしております。

田中委員

ありがとうございます。

切れ目ないっていうことで、きっと5月ぐらいから、もうちょっと先になってきたら余計に疲れて学校しんどいなって思う子が増えてくるのかなあと思うので。

今、お聞きしたら、何かあったときは、例えば、聞いてくれてもいいし、中学校につなげる役割をしてくださってるってことで、安心しました。お伝えしたんで、それでバトンタッチじゃなくって、何か困ったときはお互い連携できるように、管轄が違うので、そこら辺どうかなあと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

吉田委員

ちょっと確認なんですけど、30日以上欠席した卒業生40名のうち、30名が県立高校ということで、そしたらその残りの10名っていうのは、私立学校あるいは専門学校に進学したという理解でよろしいでしょうか。

教育支援センター  
長

はい。そういう形になります。40名のうち、県内に県立高校では30名、残り10名については、通信制の学校なり、私立の学校へ進学をしておるところです。また、この数のなかには未定という人数がおりますことも、お伝えさせていただきます。

吉田委員

教育支援センター長が言われた最後の言葉は非常に重いと思うんですが、小中9年間の学び、もちろんこれはこれで大事なことなんですが、こども園、小学校、中

学校、高校への連携の大切さっていう、これはもう非常に地域で子供を育てるという意味ではこども園から高校までというような形だと思いますので、よろしくお願いします。

簀下委員

はい。センター長がおっしゃった中で、3-2 ページの、1 の④ですが、この中に、「教育相談担当者の理解度の高さに感心させられた」とあるんですが、学校の中心となっていく教育相談担当者ですが、それなりに経験を積まれたりとか、それから研修をされたりとかそういう方が決まっておられるんだろかなと思うんですけども、これだけ難しい対応が、どこの学校にもあると思うんです。継続して、やはり研修を積んでいかなければ、この自分のモチベーションも上がらないし、学校をまとめていくっていうのは難しいと思うんです。この教育相談担当者は、日々どんなことを学ばれておられるのか、何かその努力みたいなものが、ご存じでしたらちょっと教えていただきたいと思うんですけども。

教育支援センター  
長

ありがとうございます。

相談担当は、先ほども申し上げました通り、また簀下委員からもご指摘ありましたように本当に学校の中で、要になっておるといふふうに思います。ただの校務分掌でなくて、不登校または不登校傾向にある、また最近では、何か気にかかる子供たちへの支援ということで校内の状況を把握してくれているというようなところが大きいかなと思います。

それでいいますと、毎月、支援センターの方に、「累計5日以上を欠席した児童生徒の報告」というものを提出していただいています。それを集約しながら関係部局にも共有しておりますが、とにかく、相談担当の方の役割については、子供と向き合う担任なり担当者なりが、どんな取組を具体的にしているのかということ、孤立させずに複数の教員として、ある時にはアドバイスをしたり、ある時にはこれはどういうふうになっているかというふうに、チェックしてくれたりとかしていただいております。また、先ほどの提出書類については、例えば、5月に5日休んだとか6月に3日休んだとか、累計が5日以上になって、8日になりましたと、ただの報告だけではなくて、子供の様子や家庭の様子、今の学校の取組というような形で、詳細についての中身の報告となっています。

そういう点においても、常日頃から、やはり意識をしながら取り組んでくれると思います。そして、ご質問ありました研修の件ですが、この4月にも相談担当の担当者会ということで書類や手続きだけの話でなくて、心理士さんを中心しながら、子供、それから保護者の適切な指導の仕方であるとか、組織づくりでの話をさせていただいたり、また本日のお昼からは、研修講座ということで、各学校から2名以上出席していただいて、心理士さん、今回は林先生からの研修ということで、研修設定をさせていただいたりとか、そういう形でレベルアップではありませんが、先生方の日頃の取組への手助けができたということで、セッティングをさせていただいておるといふような状況です。長々とすみません。以上です。

簀下委員

はい。ありがとうございます。

バックにと言ったらあれですけども、教育支援センターがどんといってくれてるっていうのは、何か心強い感じがして、支援センターやハートブリッジと連携しながら、1人では取り組まないというか、センター長がおっしゃいましたけど、複数で取り組む、チームとして取り組むっていうのが、今、お話を聞いてまして、そういう感じがしました。

それから、この中身とは関係ないですけども、この8月の広報の表紙に写真入れて、教育支援センターのことを載せてくれまして、この写真があるので何かどんなスタッフかなあということをイメージしやすかったりで、これも本当によかったなと思います。この中、読ませていただいて思ったことなんですけども、市民への情報提供として、それから意識啓発として、本当に効果的な広報だと感じました。

これは市民が多く目にすることから、日頃からの教育に関心のある事柄だけでなく、この幅広い層にこの情報は届く点で評価できるかなと思います。

それから、不登校とか教育相談に対する正しい知識とか、対応策を発信するということは、これも本当にいいことだなっていうな感じました。当事者とか、その家族が孤立しにくくなるような、そんな中身だったと思います。どこに相談すればいいかわからないっていう親御さんもおられると思いますので、これを目にすることはいいと思うし、それから教育委員会の姿勢として考えた場合には、不登校というのは特別なことではなくて、誰にでも起こり得る問題としてとらえて、積極的に対応しようとするこの姿勢を教育委員会が示しているなということで、本当にこれはよかったかなと思います。これを見ての感想です。以上です。

#### 中下委員

教育支援センター長からのご報告聞かせていただいて、一つは、年度当初、本当に不安を抱えて入学したり、進級したりする子供たち、その子供たちを支える先生方を4月の初めに訪問始めることで、支えていただいているんだと、ありがたく、聞かせていただきました。

昨今、教育現場では若手の先生が増えていく中で、指導力とかいろんなことへの対応を問われているわけですが、不登校児童生徒に対する理解とか、支援とか、そういった具体的なことも、この訪問を通じて考えて、先生方の力になっていたのではないかと思います。

また、先ほどから言われていることですが、切れ目のない支援ということで、ハートブリッジさんもずっと、生まれたときから高校卒業するまでですかね、切れ目のない支援を行っていくという理念のもと、日々活動されているわけですが、そのハートブリッジさんと共有しながら、協力しながら、学校現場の子供たちを見守ってくださっている。これからもどうぞよろしくお願いいたしますなと思いました。

そして最後ですが、簗下委員も言われてましたが、私も広報読ませていただきました。教育支援センターの職員の方々が、笑顔で写っていて、いろんなメッセージを項目ごとに伝えてくださっていたこと、教育委員会の、課長の笑顔も一緒になって教育委員としても、「こんな対応するんです」っていうふうなメッセージを本当に温かく読ませていただきました。

「自分を責めないで」という、そういうメッセージもあったかと思います。そのようなことが広報を通じて、橋本市の皆さんに伝わるといいなと思い、感想言わせていただきました。以上です。

教育長

はい。ありがとうございます。

4月に教育支援センターとしてスタートし、これまで以上に取り組むテーマ、みんなを支えていくんだという、これをテーマとして、今、取組を進めているところです。

さらに、この支援の内容、児童生徒、保護者、教員、学校への支援をさらに充実させていく取組としていくために、また委員の皆様方からご意見をいただく機会を作っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

他にありませんか。

ないようですのでこれで報告第3号を終わります。

次に報告第4号に入ります。

報告第4号、令和7年度子ども冒険村の開催について、報告をお願いします。

事務局から説明願ひます。

生涯学習課長

それでは、ページ4-1、報告第4号 令和7年度子ども冒険村の開催についてご説明いたします。

ページを1枚めくっていただきまして資料4-2をご覧ください。

こちらには、「令和7年度子ども冒険村の開催要項兼参加申込書」がついております。今年は、8月20日(水)から22日(金)にかけて、2泊3日で行われます。

場所は、県立紀北青少年の家になっております。対象となっておりますのは、市内の小学校5年生、募集人員は40名となっております。

昨年は、信太BASEで開催されましたが、例えば、体育館には空調がありません。この暑い中であるのに、できるだけ安全な場所として、紀北青少年の家を選定しております。また、こちらにはお風呂もついておりますので、以前のようにお風呂になったら子供たちを銭湯に移動させるという必要もなくなりましたのでスケジュール的にも、余裕ができた形となっております。説明は以上です。

教育長

報告は終わりました。

このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

田中委員

はい。募集人数40人ということですが、何人応募がありましたか。

生涯学習課長

はい。募集期間内7月15日までに申し込みがあったのが35名となっております。ただ、実行委員会の中で、検討いたしまして、追加の募集を現在しております。今日までです。

教育長 他にございませんか。

簗下委員 またこの計画で実行されること、本当にご苦労さまでございます。  
プログラムの8月21日と22日なんですけども、夏祭りってのあれですか、どっか行くとかではなくて、もうここで、運動会も体育館もあるのでということですよね。

生涯学習課長 はい。この紀北青少年の家から出るわけではございません。施設内で行われます。夏祭りも運動会も。

教育長 他にありませんか。  
ないようですので、これで報告第4号を終わります。

次に報告第5号に入ります。  
報告第5号 橋本市社会教育関係団体の認定について報告をお願いします。  
事務局から説明願います。

生涯学習課長 それではページ5-1、報告第5号 橋本市社会教育関係団体の認定について、ご説明いたします。こちらは別紙の資料がついているかと思います。  
「令和7年度(5月期)橋本市社会教育関係団体 申請団体 一覧」という形で、文化の部とスポーツの部に分かれております。  
まず、文化の部につきましては、申請団体が107団体となっております。うち、新規で申し込みがあったのが、4団体となっております。  
4団体につきましては、例えば2ページを見ていただきますと、一番下に「寿岳会」とかね。詩吟の団体であります。  
またですね、12ページ中ほどの7番のところに「つくるがっこうイホルラ舎」というのがございます。  
また15ページをご覧ください。こちら7番と8番なんですけど「『紀の国はしもと』活性化推進協議会」と「年金者組合和歌山県本部 伊都支部」というこの4つの団体は新規となっております。  
続きまして、スポーツの部をご説明いたします。よろしいでしょうか。  
こちらにつきましては、認定団体が38団体、新規の団体はございません。  
説明は以上となります。

教育長 報告が終わりました。  
このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

田中委員 三点ほど発言させていただきます。  
まず記載についてですが、その11ページの母子保健推進委員会の事務局の連絡先の文字が異様に小さいんですね。これ、こちらで保管する分だけならいいのかなあ

と思うのですが、余りにも読めないで、ちょっと文字を大きくしといてもらったほうがいいのかなというふうに思います。

もう一点、社会教育団体に認定されると、公民館やグラウンドの使用料の減免の他に、こういった支援が市から受けられますか。

生涯学習課長

特にその支援というものは先ほどおっしゃった、その利用料以外の支援の認識はありません。

田中委員

いろいろ見たら、公的な支配を受けないで、社会教育に関する事業を主たる目的の団体というふうになってたので、自発的にするのに、例えば、体育館であったり、公民館であったり何か活動をするときに減免を受けられたり、そういった社会団体であるってことが看板になるのかなあというふうに思ってます。

新規団体さんが4団体あったので、こういったことがプラスになるのかなあというふうに思ったのでご質問させていただきました。

以前、吹奏楽の練習する場所とかコンクールの前に練習するにあたり、橋本市高野口町にあるサカイキャニング産業文化会館の使用料っていうのを中学校がコンクールの目的で使うときだけでも、減免はしてくださってるんですね。無料にしていたらなあというようなお話をさせていただいて、何かそういったことを決める取組、何年かに1回あるのかなあというふうに思うんですが、今現在、どうなっているのか、今後そういう計画はあるのかっていうことで、聞かしていただきたいんです。

ちょっとわかりにくいですが、吹奏楽部がね今コンクール前に、多分、高野口中学校と橋本中央中学校は、サカイキャニング産業文化会館の方で、減免を受けて、お金を支払って活動をしてるんですが、そういった機会っていうのが年に1回2回とかしかないで、そういったときだけでも、もうちょっと無料にしてあげてほしいなあっていう意見、以前言わせていただいたんで、再度ちょっとお伝えしたいなあと思います。

多分、隅田中学校の方は隅田のホールでしてるのかなあと思うんですが、ちょうど今、そういった減免のお話あったので今後検討していただけたらと思います。

生涯学習課長

はい。現在、市の部局内でも、その件に関して検討を進めていっております。

田中委員

はい。ありがとうございます。

子供たちが練習するのに協力していただけたらと思いますので、今後、検討の方よりしくお願いいたします。

教育長

他にございませんか。

吉田委員

ちょっと確認っていうのか、この申請団体の会員数で、会員数12名とか、ちょっと数字は曖昧なんですけど、そういう規定はなかったんでしたっけ。

生涯学習課長            はい。原則 10 名以上となっております。

吉田委員                10 名以上ですか。そしたら、例えば、これも大丈夫なんだろうと思うんですが、10 番のところですね。市内が 9 名で、市外の方なんだろうね 1 名入って 10 名というこれはクリアしてるということなんですね。

生涯学習課長            先ほど発言、原則と申しまして、概ね 10 名という表現になっておりまして、「市内で概ね 10 名」というそういうルールになっております。

吉田委員                はい。わかりました。概ねのとらえ方ですね。わかりました。

教育長                    他にございませんか。  
                               ないようですので、これで報告第 5 号を終わります。  
                               次に報告第 6 号に入ります。

                              報告第 6 号 「境原小学校の地域住民の合意を得ない学校再編に反対する署名」  
                               の提出者との懇談について、報告をお願いします。  
                               事務局から説明願います。

学校再編推進室長        では、報告第 6 号 「境原小学校の地域住民の合意を得ない学校再編に反対する署名」の提出者との懇談について、報告いたします。  
                               本件につきましては、委員皆様にもご確認いただいておりますが、署名提出者の皆様に対しまして、市および教育委員会の現在の考えを丁寧に説明し、理解を深めていただくために懇談の場を設けたものです。  
                               教育委員の皆様にも、ご確認いただいたうえで庁内検討委員会での確認、また市長協議も行ったうえで、実施しております。  
                               それでは概要を報告いたします。  
                               7 月 22 日(火)に境原小学校にて、署名関係者 17 名の参加をえて、実施しました。  
                               冒頭にまず、市及び教育委員会の現時点の考えとして、これまでの経過にも触れながら、以下の四点を説明しました。  
                               一点目につきましては、昨今の自然災害から、校舎北側斜面の不安は拭いきれず、大地震でも可能な限りリスクを回避する点から、再編統合は外せない。それから、体育館東側の対策工事で安全性を確保して、再編統合の準備期間を確保しつつ、再編統合を進めるということ。それから、市の計画として策定を進めており、方針でも示しております令和 14 年度に境原小学校と城山小学校を再編統合し、統合後の学校の場所は城山小学校と考えている。この三点が、説明内容となるんですが、要望事項としては、資料中段に四角で囲ったところに記載していますが、以上の三点から、四点目として白紙撤回を求めるという要望事項①については、お応えできません。要望事項②については、今後も統合準備会等も含めて、様々な立場の方の意見を聞きながら、子供たちにとってより良い教育環境へと繋がるよう、再編統合を進めたいということで、ご説明をさせていただきました。

その後、懇談に入り、参加の皆様から各種のご意見ご質問をいただきました。  
いただいたご意見ご質問は記載の通りとなっておりますが、内容といたしましては、①災害対応に関すること。それから、②境原小学校の存続（再編統合）に関すること、③児童のケアに関すること、④その他の四つの分類に整理をしております。以上で報告を終わります。

教育長

報告が終わりました。  
このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

田中委員

懇談会、私はちょっと参加させていただいてないんですが、感じというか、文章だけじゃわからないところもありますので、この懇談会したときに、文字じゃなくて、参加された相手の方たちのお声っていうのを聞かせてもらえたらなと思うんですが。

学校再編推進室長

今四つの意見っていうか、整理をさせていただいてるんですけども、一つは反対が前提にあるのかもわかりませんが、再編統合時のいろんな心配事、ケアの話ですとか、スクールバスの話ですとか、そういった内容のもので、どういふふうになるのかっていうようなご質問っていうところが一つと、もう一つは、やはり災害対応とか再編統合っていうところの意見のところは分類はさせていただいてるんですけども、やはりちょっと納得はやっぱりできないというか、しにくいっていうような前提で、やっぱりいろんなご意見いただいているところがあります。  
そこは我々としては丁寧に、説明をして、理解を少しでも深めていただくっていうことで対応したっていうところになります。

教育長

他にございますか。  
ないようですので、これで報告第6号を終わります。

次に報告第7号に入ります。

報告第7号（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画（中間報告）について報告をお願いします。  
事務局から説明願います。

学校再編推進室長

それでは報告第7号について、ご報告をさせていただきます。  
本日、計画全章をご確認いただければ一番よかったっていうところでありますが、別綴じの資料となります。  
1章2章について、計画の冒頭部分で、社会情勢等から策定する意義ですとかそういったところを示すものですが、第1章、第2章については、まだ完成しておりません。本日お示しするところまでは至っておりませんので、本日は3章以下につきまして、報告をさせていただきます。  
章ごとに、各担当よりご説明をさせていただきます。

学校再編推進室長  
補佐

それでは、12 ページをご覧ください。

「第3章 新しい学校づくり」を実現するための取組につきましてご説明させていただきます。

まず、第3章の構成としまして、13 ページから、ご覧ください。【現状】と【新しい学校づくりの方向性】【新しい学校づくりの具体的な新規・拡充の取組】を整理しています。

【現状】は現在取り組んでいる主な内容を記載し、今後も継続した上で、【新しい学校づくりの方向性】を明確にし、その実現のための【具体的な新規・拡充の取組】を示す構成としています。方向性と取組は数をそろえて、関連がわかるように表示しています。

特に取組につきましては、作成する新しい学校づくり推進計画は未来志向の視点で策定することから、掲載する具体的な取組につきましては、既に実施しているような「継続」の取組でなく、新たな「新規」の取組であったり、既に実施している取組ではありますが「拡充」するような取組を列挙しております。

それでは、それぞれの重点目標ごとに方向性と取組について簡単に説明します。

13 ページです。まず重点目標の1 目には3 つの方向性を挙げております。

方向性1 生きて働く基礎的・基本的な知識および技能の確実な習得についてです。

ここでは、基礎学力の定着や、児童生徒の学習進度や理解度に応じた支援を行い、個々に適した学びと、協働的な学びを促進することを目指している内容となっております。

方向性2 です。地域のウェルビーイングの実現に向けた意識の醸成です。ここでは地域の課題と、その解決策を考えて地域のために行動する学習機会を推進するという内容となっております。

続きまして、14 ページ上段です。

方向性3 です。グローバル社会におけるウェルビーイングの実現に貢献できる人材育成についてです。

児童生徒の視野を身近な地域から、国外へと広げ、様々な課題に関心を持ち、自分の考えを深め、自分の生き方をしっかりと考えることのできる児童生徒の育成を目指す内容となっております。

その下です。取組のところでは、方向性1 の取組としまして、5 つの取組を挙げております。

一つ目の認知能力向上のための教材導入は、基礎学力を含む様々な学習活動の基盤となる認知機能を高めるためのトレーニング教材を導入する内容となっております。

二つ目のアダプティブドリル、学習ダッシュボード、授業支援システムの活用では、児童生徒の理解度に応じて内容や問題の難易度が調整できるシステムであるアダプティブドリルや学習データや校務データを集約し、分析する教員用のシステムである学習ダッシュボードなど、既に導入しているシステムの機能の拡充の取組となっております。

三つ目の若手教員へのサポーターの配置は、新規採用された先生などの若手教員をサポートするために非常勤講師を配置し授業支援等を行う内容となっています。

四つ目は公立図書館のシステムを各学校図書館と統合することで、公立図書館で発行される1枚の貸出図書カードで、学校図書も借りれるようになり、公立図書館と学校図書の履歴確認や図書の検索が容易になるような取組、また五つ目はGIGA端末でも読めるような電子図書の導入の取組となっています。

方向性2の取組としまして、地域課題をテーマに学習し、地域に解決法まで提案する地域課題解決型のプロジェクトの充実、二つ目に郷土に誇りと愛着を持つため橋本市の偉人、伝統、産業を学ぶ副読本「ふるさと橋本学」の再編成、三つ目に学校の近辺だけでの地域学習だけでなく、少し離れた地域でも学習ができるような児童生徒のスクールバス等による移動手段の確保の取組を記載しております。

方向性3の取組としましては、インターネットを通じて海外の学校と交流する取組や、新規の取組として中学生に異文化理解や国際的な視野を身に付ける海外短期留学の取組となります。

続きまして、重点目標の2つ目です。15ページをご覧ください。

重点目標の2つ目の方向性の一つとしまして、9年間の一貫教育プランの作成と実践です。共育コミュニティにおきまして育てたい子供像、校種ごとの活動内容をグランドデザインとしてまとめ、9年間を見通した一貫した学びを充実するような内容となっております。

方向性の二つ目です。地域資源や地域課題をテーマとした学びです。地域資源を活用し、地域の課題を見つけ、解決に向けて考え行動する力を育てていく内容となります。

16ページをご覧ください。それぞれ方向性の取組となります。

方向性1の9年間の一貫教育プランの作成と実践の中で、中学校区ごとに子供や家庭、地域の目指す姿を設定し、学校・家庭・地域が一体となり特色のある取組を進めるためのグランドデザインの作成とその実践を新規の取組として、二つ目が、地域資源や地域課題をテーマとした学びでは、二つ目の大学等と連携した学びの実現ではESDを推進するため、大学等と連携したESDプログラムの開催する取組を記載しております。

再掲の取組につきましては、前に出たものと同じ取組となります。

続きまして、17ページをご覧ください。重点目標の3つ目です。

方向性1としまして、ICT基盤整備の推進、ここでは家庭でのICT学習の環境の支援や、校内の通信環境が未整備の教室への段階的な整備など、ICT学習環境の整備を推進する内容となります。

方向性2です。ICTを効果的に活用した主体的、対話的で深い学びの学習の提供です。

ここでは、ICTを文房具の1つとして日常的に活用し、学び直しや発展的な学習を行いやすくするなどを目指すような取組となります。

方向性3です。ICTの効果的な活用に向けた支援についてです。

教職員のICT活用指導力を高める取組、学校DX推進アドバイザーのサポート体制の強化、またICTを授業に活用できる環境を整えることで、質の高い授業の実現を、目指す取組となります。

具体的な取組です。18ページをご覧ください。

方向性1として、現在、一部特別教室において整備がされていないWi-Fi環境をすべての教室へ拡充する取組や、GIGA端末を家庭への持ち帰り学習で使用するための通信環境の支援。

方向性2は、現在でも実施している不登校児童生徒へのオンライン学習支援の拡充の取組。

方向性3です。現在も、各学校に配置されている学校DX推進アドバイザーの配置の拡充や、GIGA端末の運用管理体制の強化の取組を記載しております。

続きまして、19ページです。重点目標の4つ目です。

方向性1としまして教職員の連携強化です。教員同士の情報交換の場を設け、学校などの枠を超えた情報共有や、教室と職員室間の連絡体制を確保する取組を推進する内容となります。

方向性2です。教育ニーズに応じた教職員配置です。

バランスがとれた教師集団による協働的な指導体制を進めるなど、学校全体で子供を支える体制づくりを目指します。

方向性3です。教職員の指導力向上です。教職員が教育の質の向上を図るために、継続的に研修を実施する内容となります。

続きまして20ページをご覧ください。

方向性1の教職員の連携強化の取組としまして、学校内だけでなく、他の学校の先生とも教員間の情報共有ができるプラットフォームの活用の取組、二つ目の教室と職員室間の通信手段の整備の取組についてですが、例えば、授業中に生徒の具合が悪くなったときなど、教室から職員室に状況を伝えることや、火災や不審者などの緊急時の対応等の利用を想定しております。

方向性2の取組では、非常勤講師・特別支援教育支援員の配置の拡充。担任の先生が1人だけで指導する体制ではなく、複数の先生、チームで指導できるような協働的な指導体制の実施の取組としております。

方向性3の取組として、現在も行っています教職員の研修を拡充する取組となっています。

続きまして、21ページをご覧ください。重点目標の5つ目です。

まず、方向性1としまして、教育支援センターの体制強化です。支援が必要な児童生徒や保護者すべてに支援を届けられる教育支援センターの体制の構築を目指します。

方向性2です。学校内の支援体制の強化です。学校内に児童生徒が、気軽に相談できる環境を整備し、教員の負担軽減や学校での相談体制の強化を図っていきます。

方向性3です。適応教室を利用する子供一人ひとりを大切にするための体制を充実するとなります。

続きまして、22ページをご覧ください。

方向性 1 の取組としまして、支援が必要なすべての児童生徒保護者に支援を届けられるような体制を構築するための心理士の増員、また支援センターに来る移動手段のない児童生徒のための送迎支援、家から出ることのできない児童生徒向けのオンライン相談の実施の取組、非行いじめ等対応スタッフの配置、法律訴訟関係など専門的に対応できるスクールロイヤーの設置の取組を挙げております。

方向性 2 の取組としまして、すでに市内中学校で不登校支援として配置している校内教育支援センターの設置拡充や、教職員のメンタルサポートとして、ストレスチェック等を行う取組を挙げております。

方向性 3 の取組として、憩の部屋利用者同士の交流の充実や学習の支援、学校との連携をさらなる強化の取組を挙げております。

続きまして、23 ページです。重点目標の 6 です。

まず、方向性 1 として、地域協働活動の推進です。共育コミュニティと学校運営協議会の連携と、伴走的支援を強化します。今後、さらに地域に開かれた学校を目指して、共育コーディネーターの配置の強化を図っていきます。

方向性 2 です。公共空間としての学校施設活用です。学校内に情報共有ができる空間を設置し、学校と地域による協働の学びを強化する内容となります。

24 ページをご覧ください。方向性 1 の取組として、現在も一部の学校で実施している学生ボランティアによる宿題サポートや、地域での一斉清掃などのボランティア体験を広げていく取組、また共育コーディネーターの配置の強化を挙げております。

方向性 2 の取組としてコミュニティルームのような学校関係者が活動できる場所、活動拠点づくりの施策を挙げております。

重点目標 7 です。重点目標 7 につきましては、この 1 から 6 までの重点目標のようなまとめ方ではなく、重点目標の 1 から 6 を総括するような内容を記載しております。重点目標 1 から 6 に応じた取組を実践し、目指す子供像「未来を創造し、たくましく生きる」が実現される内容となっています。

第 3 章の説明は以上です。

学校再編推進室主任

次に 4 章以降をご説明させていただきます。26 ページをご覧ください。4 章では、「重点目標の実現に向けた学校施設機能の整備に向けて」を記載しております。まず、1 番、背景及び目的では、第 3 章に定めた重点目標の実現など、新しい時代の学びを実現する観点から、学校施設に求められる機能を、本章に定めることを記載しております。

次に 2 番、強化すべき学校施設機能の方針についてです。こちらでは、まず安心・安全に子供たちが学べる学校施設として、長寿命化改修を実施していくことについては、今後も着実に実施していくとしながら、今後変化し続けるであろうこれからの学びに柔軟に対応できるような、施設機能の強化を図るとしています。また、各学校施設は、建築された時期や、規模、教室配置など、施設状況が多岐にわたりますので、今回示す方針については、実際に整備する際には、各学校施設の状況に応じた整備をすることや、また、大規模な整備が必要となる場合は、長寿命化改修などとあわせて機能強化を図る方針としております。

27 ページから 29 ページにかけては、5 つの方針としてイラストと共に説明内容を記載しています。

方針 1 では、多様な学習形態や I C T の活用に繋がる教室を作っていくとしており、ホワイトボードや G I G A 端末に対応した机・椅子などの整備を定めています。

方針 2 では、教室の拡張性や可変性を持たせるため、多目的スペースの設置や、教室の仕切りを可動式にすることなどを定めています。

方針 3 では、学校と教育関係者における連携や協働の取組を強化するため、共創空間の配置を定めており、本推進計画では小学校への配置を現在は考えておりません。

また方針 4 では、情報へのアクセスの向上や、豊かな読書体験へとつなげるために、学校図書館や図書コーナーの充実を定めています。

方針 5 では、環境負荷の低減や、快適性の確保のため、省エネ性能の向上や内装の木質化を定めております。方針 2 や方針 5 に関しては、大規模な整備が必要となると考えておまして、長寿命化改修等の際にあわせて実施していきたいと考えております。

次に「第 5 章 中学校区別の学校再編計画」を説明させていただきます。

31 ページをご覧ください。まず、「1 橋本市の学校再編について」や「2 第 2 期基本方針における望ましい学校規模の方針」では、5 章が、令和 7 年 4 月に策定した、第 2 期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、より具体的な計画としての学校再編計画について示すことや、第 2 期基本方針で 1 学年 2 学級以上を望ましい学校規模としていることの確認をしています。

次に、「3 再編統合について」では、橋本市教育委員会では再編統合対象校のこれまでの取組を大切に新しい学校へと引き継いでいく学校再編の進め方を、再編統合として整理し、統合準備会等で様々な事項について話し合いを行いながら準備を進めていくことを記載しています。

次に、「4 中学校区別の再編統合の実施年度」です。第 2 期基本方針では、学校再編基本方針を定めていますが、その内容に基づき、本推進計画では、各校の再編統合実施年度を表のとおり定めることを記載しています。

次に、「5 中学校区別再編統合計画」です。

(1) 橋本中央中学校区では①に小学校別の児童数推移・推計を記載しています。令和 13 年度では、橋本小学校、学文路小学校、清水小学校、西部小学校のそれぞれで 188 名、44 名、57 名、122 名と推計されています。

②は、再編方針及び、再編統合時の児童数と学級数の見込みを記載しています。表にあるとおり、令和 13 年度時点では、橋本小学校、学文路小学校、清水小学校の 3 校を再編統合した場合、児童数が 289 名、学級数は 15 学級を見込んでいます。

③には、再編統合対象校の施設状況を記載しています。

④には、再編統合後の学校の場所と、その理由を記載しています。再編統合対象校の施設状況から、橋本小学校を再編統合後の学校として選択していることや、橋本小学校においても教室数が不足することから、増築・改修等により教室数を確保することを記載しています。

他の中学校区についても、橋本中央中学校と同様の内容を記載しています。

続いて、39 ページをご覧ください。「6 再編統合を行っていく上での留意事項」を定めています。

(1) から (9) に各留意点について、第 2 期基本方針に定めた内容や、これまでの説明会・意見交換会でいただいたご意見、また教員アンケートでいただいたご意見なども踏まえ、定めています。

再編統合準備段階で、より具体化・検討を進めるものも多くありますが、新しい学校環境への移行をスムーズに計画的に進めて参りたいと考えております。

5 章は以上です。

次に 44 ページをご覧ください。「第 6 章 学校跡地の活用方針」を定めています。

まず 1 番、学校跡地活用についての基本的な考え方です。学校跡地活用では、市の最上位計画である長期総合計画で市全体の方針や、都市計画マスタープランにある長期的な都市計画の視点、また、公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントの取組などの既存計画なども踏まえながら、検討を進めるとしています。

また、2 番の跡地活用検討のプロセスにあるように、ニーズの検討にあるように、跡地活用を検討する上では、地域の意向の把握をしながら、他の公共施設への転用の検討であったり、民間事業者等の活用の検討を行います。

3 番は、他都市事例です。こちらでは、各方針ごとで事例紹介を行っています。

説明は以上です。

教育長

報告が終わりましたので、ご質問ご意見はございませんか。

田中委員

すみません。記載のことについて、ちょっとわからないので教えて欲しいです。20 ページの一番下の、小中学校の教諭の年齢別構成のところ、庁内資料と書いてあるんですが、これって年度とかはいらないものなんですかね。いつ調査した資料かっていうのは。

学校再編推進室長

掲載年度の確認も含め、整理はしてあるんですけども、確認も含めて、そういった形で整理方向で調整したいと思います。

田中委員

はい、お願いします。

もう一点、すみません、今度は 38 ページの高野口中学校区のところなんです、その②の「今後の児童数に伴う再編方針、再編統合は行いません」って書いてあるんですが、「今回は」とかじゃなくて、もう「行いません」っていいのかな。もし今後、少なくなってきたときに、もし検討するのであれば、言い切らない方がいいのかなっていうふうに。

学校再編推進室長

今回のこの計画は、第 2 期基本方針を包含したということで、今後 10 年間の計画、実はその 10 年間の計画ですというのを、第 1 章のところでは出てくるんですけども、そういったところでこの計画においては、再編は行わないということになります。

田中委員                   もしいろんな方が、目にされるのであれば、そういう「今回は」とか「この計画においては」じゃないですけど、わかりやすい方がいいのかなあって、「しないって言うてたやないの」ていうことにはならないかなって思うんで、そこら辺、皆さんでいいように検討していただけたらと思います。

学校再編推進室長       内容的には先ほど申しました通りなんですが、見せ方とか見え方のところでもありますので、そこは調整が必要であれば、調整さしてもらってという形でさせてもらえたらなと思います。

教育長                   誤解を与えないようにっていうことで、表記考えたいと思います。  
他にございませんか。

吉田委員               ちょっと記述の仕方なんですけれどもね。3章のところでの記述の仕方がね、やっぱりこれ重複してるところが、むちゃくちゃ多いから、もうちょっと重複してるのは、取っ払うように。例えば、その方向性1、そしてそのあと、次のページにある、だから13ページで言いますとね。方向性1、そして内容、主な取組っていうような形の続け方でいいんじゃないかと。結局、同じようなことを2回言ったりしてるんでね。これは、もうむちゃくちゃ見る方からしたら、ちょっと難儀やなあと感じますんで、ちょっと記述だけのお話しです。

教育長                   今、ご指摘いただいたのが、新しい学校づくりの方向性と、後ろにある取組のところが重なっている記述が多いので、これまとめられないかという、そういうご意見ですかね。

学校再編推進室長       この見え方みたいなところは、内部でも、いろんな意見があって、最終今こういう状況になって、これが見やすいんじゃないかっていうことで、こういう整理の仕方になっているんですけども。内容的なところはもう今後、本日、中間報告出さしていただいていますので、取組の内容自体は、今後ワークショップですとか、いろんなところ、部分的に出ていくってことになりますので、ご確認をいただきたいんですが、この見え方みたいなところは、これがベースにはなると思うんですけども、少し可能な範囲での整理というか、そういうの若干出てくるのかなと思います。

今、具体的にどうこうっていうことではないんですけども、見え方みたいなところは、最終案として出て行くまでのところで、整理できるところについては、整理していくっていうことで、ご了解いただければなと思います。

簗下委員               大きなこの方向性とか、重点目標、取組については、僕もそこまでちょっと熟読できてないんですけども、方向としたら適切なことが入ってるように思います。

細かな記述の仕方でいいましたら、14ページ、方向性1で①「認知能力向上のための教材導入」ってあるんですけども。今まで「認知能力」って言い方、ちょっとまだなかったんかなと思うんですけども、非認知能力に対して認知能力で入れたの

か、この教材がこの「認知能力向上」ということを謳っているのか。ここはどうなんでしょう。学力ではかることできる認知能力、はかることのできない非認知能力って言い方したら、これも当たってると思うんですけども。ここ「認知能力」って、例えばこの学力って「学力向上」とか、そんな言い方ではだめなのか、この教材が「認知能力の向上」っていうことを売りにしてるのか。ちょっとそこら、教えていただけたらと思います。

ちょっと他にもあるんですけど、一応、まずそれを、はい。

学校再編推進室長  
補佐

そういう教材「認知機能を高めるためのトレーニング教材」っていうのが、売られているんです。そのことを指しております。

簀下委員

わかりました。

続いて 23 ページですが、23 ページ 6 とありまして、【現状】というのがあります。2 つ目のポツで、その二行目「コーディネーター」ってあるんですけども、このコーディネーターは、共育コーディネーターを言うているのでいいですかね。上のポツのところには、共育コーディネーターって「共育」入ってるんですけども。

生涯学習課長

そうですね。共育コーディネーターのことを指していると思います。

簀下委員

そしたら、これももう丁寧に「共育」って入れといたほうがいいかなという気がするんですが、ご検討いただきたいと思います。

それと右側の 24 ページです。24 ページの、方向性 1 があって右側に内容「新たな学びや、きずな・つながり」、「きずな・つながり」ってこう、「きずな」って言葉と「つながり」って同じような意味なんすけども、分けたのは何かこうやっぱり意図があるのかどうかということを、まず 1 つと、同じページの下の 7 のところの一番下の行です。「力を育むとともに、主体性と自己決定による市民性の育成」。ちょっとこの「主体性と自己決定による市民性の育成」て何回か読んでも、ちょっとわかりにくかったです。

例えば主体性があり、自己決定力があるとか、そういうふうなところから市民性を育成にしていくなとか、こういうことかなと思うんですけども、ちょっとこの辺りがうまく頭に入らなかったのも、ここも検討いただきたいと思いますところなんです。ちょっと他にもあります。ちょっとまずこの 2 点。

学校再編推進室長  
補佐

今のちょっと「きずな」とか「つながり」の部分と、あと、重点 7 のところの、「主体性、自己決定による」、ちょっとその辺、また整理させていただきたいと思います。

簀下委員

続いて 31 ページです。

1 橋本市の学校再編というのがあって、3 行目です。真ん中に学校規模を確保することによってありますけれども、我々はもうこの学校規模の確保ということを常に言ってますので、このイメージはできてると思うんですけども、例えば適正だとか、

何かこの児童生徒数、それから学級数とか、それから学校の施設とか、そういうものを言うていると思うんですけども、何かこう、学校規模の前にいるのかなと、「適正な」とかそういう文言が、初めて読む方はそういうふうな学校規模っていうことをイメージしやすいと思いますので、それが一つと、同じページで言いましたら下の2です。2の下のこの表の基本的な考え方のところ、ちょっと読みますと「子供の多様な学習形態で学び、多様な考えに触れることで、思考力、表現力、問題解決力等が育まれ、急激な社会変化に対応できるように力を身につけるために、各学年には基準を作るのが望ましい」ちょっとね、これどっか切ってもらったほうが、初めて見る人にはわかりやすいのかなっていう気がするんです。「触れることで、思考力、表現の問題解決力等が育まれます」とか、なんかこう、「そして」とかそういうふうな切ったほうがわかりやすいのかなと、ちょっと僕は思ったので、ご検討いただくのと、その下の表です。2行目に「3学級以上は難しい」ってあるんですけども、「難しい」って言葉も、ちょっと適切かどうかになって気がしました。

学校再編推進室主任

まず、一番の、橋本市の学校再編についての3行目、学校規模を確保することっていうところについては、もう少しわかりやすい表現、検討させていただけたらと思います。

あと、2番の表のところで望ましい学校規模の方針については、こちら第2期基本方針に定めた基本的な考え方をそのまま転記しているというような形になりますので、ここで表現また変えてしまうところがあるので、できたら、このままいきたいなというところなんです。

簗下委員

そうですね。「難しい」というので使ってみましたね、そういえばね。例えば、「維持するのは難しい」とか、何が難しいっていうのが、これ3学級が難しいっていうのあるんですけども、「何々の維持が難しい」とか、そういう言葉入れた方が、初めての方が、そんなところかなという気がしたんです。

学校再編推進室主任

計画の段階でちょっとこう、変えてしまうと内容が、ちょっとまたニュアンスの通り、2期方針から変わってしまうところはあるんですけども、慎重に検討します。

簗下委員

はい、そうお願いしたいと思います。

それから、40ページです。40ページの上から2行目「保護者のケアに取組ます」これずっと読んでましたら、「取組」っていうのは、「取」と「組」のこの名詞の場合は「取組」にしていますね。ただ動詞の場合は、どっかで「り」が入ってたと思うんですけども、これも「り」入れたほうがいいかなというふうに思います。

学校再編推進室主任

表現は一貫した表現で統一するよう、再度確認したいと思います。

簗下委員

最後です。42 ページの、9「再編統合前の学校選択について」。ここまで読んだときに、ちょっとどっかで切って欲しいなというな気がしたんです。

例えば、3 行目の「原則できないとしています」、続くんですけども、「できないとしています。」とか、ちょっとこのあたりの文章も少し読みやすい文章にしていいただいたら、国語の先生に文章を添削してもらったら、もうぶつ切りにされるんですね。ただ、この行政での説明文っていうのは、割合、長く通常されると思いますので、こうなることも多いと思うんですけども、ちょっともう、読み手がもうちょっとわかりやすいように、これずっと続いたら、もう頭の中で整理ができなくなって、自分でわけわからなくなっていくことが多いんです。ですから、ちょっとこの辺りも考えていただけたらなと思いました。以上です。

教育長

他にございませんか。

中下委員

新しい学校づくりを実現するための取組として、おまとめいただいたものを読ませていただきました。7つの重点目標に対して、【現状】、【新しい学校づくりの方向性】、また【新規拡充の取組】と、それぞれ重点目標に沿った、新規、また拡充といった、具体的な取組を示されていて、よくまとめていただいたなと思っております。

各委員からいろんなご指摘もあったかと思うんですが、私の方からも何点か、16 ページの重点目標 2 の「9 年間の学びを提供し」というところの、16 ページ「方向性 1、9 年間の一貫教育プランの作成と実践の主な取組」のところで、①グランドデザインによる教育カリキュラムの作成と実践というふうに、おまとめいただいているのですが、その中にも入っているかと思うんですが、実践する中で今までも、小中の連携だったり、カリキュラムを共有するという、学校においてはあったかと思うんです。その中で、可能であれば、小中教職員間の交流とか研修とか、課題の共有といったものを、拡充するというような文言があってもいいのかなと思いました。またご検討ください。

それともう 1 つですがこれも記述のことになるのですが、ちょっと引っかかったところがありました。第 5 章の中学校区のこれからの取組の中で、39 ページです。スクールバス等の通学支援についての記述のところ、①スクールバス等の導入の説明の中で、4 行目ですか、3 行目の終わりぐらいからですね、「児童や児童の保護者の方にとって」安心安全にバス等が運行できるようということで、児童や児童の保護者っていう、その児童って重複してるので、「児童や保護者の方にとって」っていうふうにした方が、すっきりするのかなと感じました。

それから、最後に学校跡地とか学校の統廃合された後の教室の使い方の中で、共创空間っていうんですか。それはすごく記述していただいているというふうに思いました。そのためには、防犯のこととか、そこに常にいていただく職員の方がいるのかと、具体的な、ご説明もこれからいただくとは思うんですが、ぜひこれは実現していただきたいなというふうに感じました。以上です。

教育長

はい、他にございませんか。

吉田委員

ちょっと確認なんですけど、この要するに項目7つの重点目標がありますよね。7つの重点目標で24ページのところです、重点目標1から6までを実践することによりという形で、重点目標7に到達するという記述になってたんですけども、少なくとも、そういうとらえ方なんですかね。

重点目標1から7が、これすべて同じ比重だったようには、私は理解してたんですけどね。7が最終目標の重点やったら、それはそれなりの記述の仕方になってないと、ちょっとやっぱり変やと思うんですよね。ちょっとその辺り。

学校再編推進室長

重点目標7つはありますが、今日は示しできてないんですけども。第1章とか第2章で、その重点目標7つの何か関連性というか、関わりっていうのを、図なんかも交えてお示しをさせていただく予定にはなってるんですけども、重点目標1については、1から6のすべての取組の軸になってくるところっていうことで、重点1についてはそういう整理の仕方をしてます。

それから重点2から6については、それを軸にした、具体的ないろんな取組っていうような整理の仕方をしまして、重点7につきましては、その1から6を、取り組むことによって、ここの7に書いてあります、子供が安心して過ごせる居場所として、子供の学びが保障される学校づくりに繋がっていくっていうようなところで、1と7に関しては、2から6と、少しか関連性のつくりが違うというか、そういうような位置付けで、整理するっていう関係で7にはその具体的な取組ではなくて、1から6をすることによって、ここに繋がってきますよっていう整理の仕方、今してるっていう状況になってます。

吉田委員

今すぐこういう表現でということはちょっと難しいんですけど、それやったらそのような感じで、7の表現変わってるように思うんですよね。1の表現にしても。だから、1から7、今、横一列で7つ挙げたというのと違ってね、だから、そういうとらえ方もあると思うんですよ。

1が、要するに導入部分として強調するんだと。7が要するに、まとめの重点項目とそういうとらえ方もあるのは別に、それは別に構わないんだけど、そういうふうになれば、文言は若干変わるかなと思いますけどね。今この方がいいとは言いきれないんで。

学校再編推進室長

特にこの重点7のところ、第1章、第2章でそういった関係性をわかりやすく伝えていくとともに、ここの第7章の表記の仕方につきましては、委員さんのご指摘も踏まえて、少し整理というか、そこはちょっと調整したいなと思います。

吉田委員

これはもうエッセンスとしてね、もうむちゃくちゃ大事なところなんでね、見せ方としてこういう見せ方をすることであれば、そのような文言が、出てくると思います。はい、お願いします。

教育長                    今ご指摘いただいたところについては、内部でもちょっと検討必要かなという意見もあって、現時点でお示しさしてもらっています。  
しっかり検討していきたいと思います。ありがとうございます。

他にございませんか。

田中委員                すみません、確認です。  
先ほど簗下委員がおっしゃってたその 23 ページの「コーディネーター」の部分、「共育コーディネーター」ですかって聞いてくださってたんですが、放課後教室とかのコーディネーターとかは含まないんですかね。コーディネーターと広いイメージでとってるのか、共育コーディネーターって言ったら限られてくるのかなと思うんですが。

生涯学習課長            そうですね。おっしゃる通りだと思いますが、ちょっとそこもう一度この表現、工夫したいと思います。

田中委員                すみません、28 ページ。28 って書いてある数字があと途切れてるので、直すんやったら直しといってもらえたらなと。  
最後も言っているんですか。  
跡地活用の方針というか、具体例というか、他市の事例載せていただいてて、見る人はわかりやすいなあって思うんですが、この、44 ページにはちゃんとその各地域のニーズに合わせてっていうことで書いてくださってあるんですが、このイメージ図だけ見たら、これしたい、あれしたいで、その地域に合ってるかどうかっていうのは、今後考えていくと思うんだけど、これもできる、あれもできるってなって、その地域の今後のニーズとその活用して、活性化していくものって多分きつと違ってくるのかなあって思うので、それ、ご説明されるときのなかどうなのかわからないですけど、そういうところもきっちり押さえて説明していただけたらな、きっと私やったらこれ見たら、これもいいな、あれもいいなって感じで。これできるんか、あれできるんかで意見いただくんかなと思うんですが、地域の現状っていうのをやっぱり、それも踏まえて、そのコーディネーターがついてくれたり、アドバイザーがついてくれたりするの、少しわからないんですが、今後進めていく中で、そこ気をつけていただきたいなって思います。

学校再編推進室長        この例は、あくまで例ということで示させてもらってるんですけども、各廃校になっていく学校の地域性とか、いろいろ状況によっても全然違ってくると思いますので、そこは地域の人と十分、話し合いで最終的には結論で出てくると思いますので、はい、そのように進めたいと思います。

田中委員                すみません、あと一点、全体的を見て感じたというか、こんなにたくさん、例えばいろんなことをしていただけるんだったら、子供たちにとってはすごくいいなあと思うのですが、先生方にとっては、加配つけてくださるとかそういうことはあ

るけれども、人数増えなくてたくさんすることがあったら、大変かなってというイメージだけが先行されるのかなあって思うんです。やはり先生方のお力なし、ご協力なしにはできないと思うんで、同じご協力していただくにしても、いつの時点でかわからないですが、先生に参画してもらえるっていうか、巻き込むという言い方はちょっと適切ではないかもしれませんが、ご協力いただきやすいようにご説明も必要ではないかなっていうふうに思います。いいことを書いてても、先生がしんどかったらなかなかそれが実現しにくいことかなというふうに感じます。

あと、もう一点、教職員になりたいっていう人がだんだん減ってる中で、見たときに、「よし橋本市に行って教師したろ」って、思ってもらえるような学校でないといけないっていうのも一つ思っておかないといけないことかなと思いました。

すみません。感想だけで申し訳ないです。

教育長

はい、ありがとうございます。

今の視点ってすごく大事なことで、計画が、計画のまま終わらないようにしていく。これはもうすごく大事なことです。絵に描いた餅になってしまっても、絶対ダメなことなんで、ここの中には、先生方にとって、働きやすくなるような施策もかなり含まれています。仕事が増えるだけでなくって、働きやすくするためにこれするんですよっていうのは、そのあたりのところはしっかり、お話しさせてもらって、一緒に取り組んでいけるようにっていうのは、しっかりそこは進めていきたいと私も思っているところです。

はい、ありがとうございます。

他にございませんか。

本日、中間報告という形での報告になります。今日のところは、この程度でよろしいでしょうか。またご意見が出てきましたら、書き留めておいていただき、次の報告のときにまた、ご意見いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これで報告第7号を終わります。

報告事項が終わりました。

続いて付議事項に入ります。

議案第1号 橋本市教育委員会及び橋本市公立小中学校における教育データの利活用に関する規程についてを議題とします。

事務局から説明願います。

学校教育課長

議案第1号 橋本市教育委員会及び橋本市公立小中学校における教育データの利活用に関する規程について

橋本市教育委員会及び橋本市公立小中学校における教育データの利活用に関する規程について、別紙のとおり定めたいので、委員会の議決を求める。令和7年7月29日提出 橋本市教育委員会 教育長 今田 実

はい、まず説明に入ります前ですが、ちょっと資料の方、訂正の方お願いいたします。正誤表、横版のもののお配りさせていただいていると思います。一部ちょっと修正前のものが、資料として入ってございましたので、よろしくお願いします。

該当箇所は、8-3 ページの第 11 条、8-4 ページの第 12 条「責任」を「責務」という言葉に置き換えてございます。この点、修正よろしくお願いします。

大変ご迷惑お掛けいたします。

はい、それでは、内容についてご説明させていただきます。

8-2 ページをご覧ください。近年ですね、教育DXの推進に伴いまして、学習データなどを活用した学習指導の改善や最適化、いわゆる「教育データ利活用」の推進が強く求められています。

一方で、教育データの利活用をする際には、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護は大前提としつつ、「教育データの利活用」と「安心・安全」を両立することが重要であると、このように文部科学省のほうでも指摘がなされています。

このような背景を踏まえ、今年 3 月に、文部科学省から「教育データの利活用に係る留意事項 第 3 版」が公表されました。この中で教育委員会や学校が教育データの利活用を進めるポイントとして以下のような内容が主に示されています。

「個人情報を保有する際には利用目的を具体的かつ個別的に特定すること」、「特定した利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならないこと」、「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があること」さらに「利用目的について内部的に整理したものを文書化しておくこと」などの指摘もなされています。

現状ですが、ドリル教材や授業支援システム等のクラウドサービス上で扱われる教育データにつきましては、学習プロセスの記録と学習成果を取り扱うということで、保護者の方から同意を得て運用しています。

しかし今回、「教育データの利活用」と「安心・安全」の両立を実現するため、改めまして、本規程を作成し、児童生徒本人、保護者、教職員に対して教育データの利活用の取扱いルールを明示することといたしました。

各条文について、簡単にご説明を申し上げます。8-2 ページをご覧ください。

第 1 条は、目的として、本規程の目的を規定してございます。

第 2 条には、定義といたしまして、文部科学省の考え方にに基づき、教育データを大きく二つの種類に分類し、それぞれに含まれる具体的なデータの内容を定義してございます。ここで言います教育データには、デジタルデータに加えて、アナログデータ等も含まれております。

また、教育情報セキュリティ責任者につきましては、教育部長がその役割を担うこととなります。

続いて、第 3 条のデータ利用目的、今回の一番のミソになるところなんですけれども、データの利用目的をとして二つのものを定めております。

(1) 例えば学習者の習熟度に応じて AI が問題を出題するようなドリル教材の活用などもその規定に含まれております。

また、(2) 保護者との連携強化につきましては、例えば、保護者と学校との双方向の連絡ツールの導入等につきましても、具体的想定をしております。

第4条の第三者提供でございますが、これは法に基づきまして、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、教育データを第三者に提供しないという原則を示しておるものでございます。

続きまして、第5条です。事故対応といたしまして、万が一、発生してはなりませんけれども、事故が発生した場合の対応についての規定となっております。これにつきまして、総務省のセキュリティポリシーガイドラインなどでもですね、このような手順を定める必要性が示されておりますので、それに基づいて作成させていただきました。

続きまして、8-3 ページをご覧ください。

第6条として委託先の選定ということで、必要な内容を四点、明示してございます。まず(1)として、個人情報の適切な管理を行う能力を有すると判断されること。(2)といたしまして、クラウドサービスを利用する場合には信頼できるクラウドサービスの提供事業者のシステムを利用すること。それと、(3)でございますが、日本国内の裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、日本国内法を準拠法とすることが確認できること。というふうな三つの原則と特別な場合の対応について、(4)に示してございます。

続いて、第7条でございますが、委託契約の内容ということで実際データの取り扱いを委託契約を結ぶ場合等にですね、契約に、明示しなければならないものということで、こちらは文部科学省が示しております、利活用に関する留意事項の中で、例示されているものをそのまま挙げております。

第8条、データ保存期間といたしまして、こちらも文部科学省の利活用に関する留意事項の中で、データの保存期間は適切に設定し、利用目的が達成された後には速やかに廃棄することが求められてございます。このような留意事項に基づきまして作成した条文となります。

第9条でございます。データの廃棄ということで、こちらもですね、不要になった場合の適切な廃棄を求められておりますので、その分を明記してございます。

第10条です。規程の周知ということで、こちらも文部科学省の留意事項の中で、規程やポリシーにつきましては関係者への周知が重要であるということから、この規定を設けてございます。

第11条、教育委員会の責務ということで、教育委員会が取り組まなければならない事項について記載しております。

あわせて第12条、学校の責務ということについても、同様でございます。

なお、この規程につきましては、年度途中で取り扱い変更しますと、学校現場に非常に混乱をきたす可能性もございますので、新年度の令和8年4月1日から年度替わりを一つの境として施行していきたいと考えております。

また、年度替わり以前にですね、保護者の方への周知も始めていきたいと考えております。説明の方は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

はい、説明が終わりました。

議案第1号について、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第1号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第1号は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号 令和8年度使用教育用図書の採択についてを議題とします。  
事務局から説明願います。

学校教育課主任指導主事

議案第2号 令和8年度使用 教科用図書の採択について

このことについて、別紙のとおり委員会の議決を求めます。令和7年7月29日提出 橋本市教育委員会 教育長 今田 実

小中学校において、令和8年度に使用する教科用図書の採択についてご審議をお願いします。

資料9-1をまずご覧ください。小中学校で使用する教科用図書につきましては、法で規定された特別な場合を除き、小学校では、令和5年度に採択替え、令和6年度から令和9年度の4年間にわたり使用することとなっており、中学校では、令和6年度に採択替え、令和7年度から令和10年度の4年間にわたり使用することとなっております。原則4年間は同じものを継続して使用することとされておりますが、毎年、教育委員会での議決を得ることと、法に規定されています。

資料9-2および9-3に、令和5年および令和6年に採択された教科用図書の一覧を掲載しております。

令和8年度小中学校において使用する教科用図書の採択について、資料9-2及び9-3の通りとしてよろしいかご審議をお願いいたします。

教育長

はい、説明が終わりました。

議案第2号について、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり決しました。

次にその他協議事項に入ります。

まず委員の皆様からありませんか。

吉田委員

協議というわけじゃなくて、報告という形で聞いていただきたいんですが、紀見東中学校区の青少年健全育成会議、今月ありました。そこで出席させていただいて、結局、あくまでも、これをお話しさせてもらったのは、紀見東中学校区での話です。来月、講演会があると。その講演会は共育コミュニティと青少年健全育成会議が共催というような形なんですよね。それで私は、青少年健全育成会議、これは別にこのような開催させていただくのはいいんだけどもと。

だけど、その青少年健全育成会議の上部組織として、共育コミュニティがあるんですよと、共育コミュニティの活動はどうなってますかというように聞かしていただいたら、全く答えがないんですよ。要するに活動が、青少年健全育成会議一年一回、もちろん、登下校の見守りということもやられてます。

共育コミュニティとしての活動どうなってるか、一年続いて見させていただかないとなかなかわからないところなんですけれども、少なくとも、紀見東中学校区における共育コミュニティっていう意味では、かなり厳しい活動内容は厳しい状態なんじゃないかなと。そういう状況で、ここは大事な点です。今、進められてる再編統合、境原小学校と城山小学校再編後、地域のいわゆるコミュニティ、地域のコミュニティは再編統合後も、共育コミュニティが、実際きちっと存在しているから、安心していただきますという形で説明していくわけですよ。もう地域性がめちゃくちゃあります。

少なくとも私、再々こだわりますけれども、紀見東中学校区において、なんだろうなと。

実際に共育コミュニティが、この活動をもっと、きちっとやってもらわないとあかんのちゃいますかというところまで、踏み込んで言ったんですけどね。

なかなか理解してもらえてないというのが現状なんです。だから、これは今までもだいぶ言ってきてます。これについてはここ、一、二年よりもっと前です。

ところがなかなか浸透してないようです。それはもう地域性があると思うんですけれどもね。

地域によっては、本当共育コミュニティと青少年健全育成会議、区別がないっていうより、とにかくやってますというような形ね。年一回の講演会、変な言い方になりますが、済ましているんじゃないかなというような感じ。

これ一点、もう時間がどんどん過ぎていって、ちょっと急ぎ足で、もう一点、全然別の話です。

6月26日の市町村教育委員会の研究協議会。オンラインでの会議です。で、一番最後。今、1クラス35名という形で決められてます。35名の根拠はどこにあるんだということを知りたいと思って、文科省の役人の方に聞きましたけれども、中学校クラス40名を今35名にしているところですよと、だんだん下げていこうと思ってますということなのかもしれないですけども、少なくとも、先進国のOECDです。先進国の38国が集まってる、そのクラスあたりの、初等教育では大体20名、20.2名。前期中等教育クラス22.6名。そういう意味では、35名というよりももう少し進めていく、これの義務教育法で、これが35名って定められてる、だけどこれは結構ゆるい法律なん違うかなというふうに、素人的には思ってます。だから、最終的に市町村で、ある程度これ人数、クラスあたりの人数というのが決められるんだったら、ここが根本だろうなというふうには思いますんで、これは簡単な話じゃないとは思いますが、私自身大学で教員やって、私立学校なんでね、2年から3年に移るときに各研究室に配属されると、その人数が大体、その年々によって変わるんですけども大体20名ぐらい、2人の教員で持ってたんですよ。そういう意味では授業も、研究室に専攻した学生を相手にするのに20名ぐらいであればもう、個々隅々までわかるという経験から、1クラス20名ぐらいっていう

のはどうなんですかという話しをして、もらった結果、あんまりその35名が根拠がないということがわかったんでね、今後やっぱり橋本市においては、今、再編統合で、要するにクラス編成がどうだこうだ、少ない人数で、教育施せるのであれば、それはやっぱり一番、子供にとって、ありがたい教育になると思いますんで、そういう方向も、また時間かけて考えていってもらえればありがたいと思います。以上です。

教育長

はい。ありがとうございます。

今日のところはご意見として賜っておきたいと思います。

ただ、法に規定されてる部分もありますので、その辺りも含めて、今後どうしていくかということ、また考えていけたらと思いますのでよろしくお願いします。

他にございませんか。

次に、事務局からありませんか。

続いて連絡事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。次に、事務局からありませんか。

教育総務課長

連絡事項ということで、会議の日程をお知らせいたしますので、ご確認をよろしくお願いします。

教育委員会定例会につきまして、来月8月は、8月26日(火)午前9時30分から、教育文化会館4階第5展示室です。令和7年の9月につきましては、令和7年9月25日(木)になっております。ご注意ください。9月25日(木)の午前9時30分から、教育文化会館4階第5展示室になっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

教育長

予定方よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

それでは、以上で7月定例会を閉会します。

閉会 午後0時30分

署 名 委 員